

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

令和3年4月改定版

【お問い合わせ・郵送先】

松戸市自立相談支援センター

〒271-8588

松戸市根本387番地の5 松戸市役所本館3階

TEL：047-366-0077

FAX：047-366-0550

住居確保給付金とは

離職や自営業の廃止、又は個人の責任・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、松戸市自立相談支援センターによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：家賃相当額（共益費等を除く）を支給します。

※世帯人数による支給上限額があります。

※収入合計額が基準額を超える場合には支給額の調整があります。
(支給額＝基準額＋家賃額－収入合計額)

世帯人数	支給上限額	基準額
1人	4.6万円	8.4万円
2人	5.5万円	13.0万円
3人	5.98万円	17.2万円
4人	5.98万円	21.4万円
5人	5.98万円	25.5万円

支給額の例

- 1人世帯で家賃4.5万円、収入合計額が5万円の場合
収入合計額が基準額以下のため調整はなし。家賃が支給上限額以内のため、支給額は家賃相当額の4.5万円
- 2人世帯で家賃6万円、収入合計額が10万円の場合
収入合計額が基準額以下のため調整はなし。家賃が支給上限額を超えているため、支給額は上限額の5.5万円
- 2人世帯で家賃5万円、収入合計額が15万円の場合
収入合計額が基準額以上のため調整を行う。
(基準額 + 家賃額 - 収入合計額 = 支給額)
13万円 + 5.0万円 - 15万円 = 3.0万円
支給額は収入超過による調整後の3.0万円

支給期間：3ヶ月間

※一定の条件により3ヶ月間の延長、再延長が可能(最大9ヶ月間)

支給方法：大家等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である。又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責任・都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある。
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった。又は申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が次の表の収入基準額以下である。（収入には、公的給付等を含む）

世帯人数	収入基準額（家賃が上限額の場合）	収入基準額算定方法
1人	13万円	8.4万円 + 家賃額（上限4.6万円）
2人	18.5万円	13.0万円 + 家賃額（上限5.5万円）
3人	23.18万円	17.2万円 + 家賃額（上限5.98万円）
4人	27.38万円	21.4万円 + 家賃額（上限5.98万円）
5人	31.48万円	25.5万円 + 家賃額（上限5.98万円）

※収入は、就労収入や1ヶ月分に換算した年金等の公的給付、親族等からの継続的な仕送り等のことを言います。（就労収入は、給与収入の場合は総支給額から交通費支給額を除いた金額。自営業の場合は事業収入）

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

- ⑥ 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員でないこと。

住居確保給付金を申請するための提出書類

- ① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書
- ② 住居確保給付金申請時確認書
- ③ 入居住宅に関する状況通知書
- ④ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票
- ⑤ 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等（写真がないものは2つ以上）
- ⑥ 離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）
又は収入を得る機会が個人の責任・都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同程度の状況にあることが分かる書類の写し
（雇用主から休業を命じる文書、シフトが減少したことが分かる文書、請負契約等がキャンセルになったことが分かる文書など）
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入が記帳されたページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」
- ⑧ 賃貸借契約書の写し
- ⑨ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆住居確保給付金の相談・支給申請

- ・松戸市自立相談支援センターで住居確保給付金に関する説明を受けます。
- ・松戸市自立相談支援センターで、申請書一式に記載を行います。
- ・「入居住宅に関する状況通知書」が交付されます。

※令和2年4月27日以降、電話でのご相談や、郵送での申請も受け付けております。郵送での申請をご希望される方も、対象者要件を満たしているかを確認するため、一度松戸市自立相談支援センターにお電話下さい。

◆入居住宅の貸主との調整

- ・不動産業者等に「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆書類の提出

- ・松戸市自立相談支援センターへ「住居確保給付金を申請するための提出書類」に書かれた①～⑧の書類を提出して下さい。

◆住居確保給付金の審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- ・入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は松戸市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

住宅を喪失している方の場合

◆住居確保給付金の相談・支給申請

- ・松戸市自立相談支援センターで住居確保給付金に関する説明を受けます。松戸市外に住居を借りる場合は、事前に申し出てください。
- ・申請書一式に記載を行い、必要書類を添えて提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨不動産業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ 追加書類の提出

- 松戸市自立相談支援センターへ「入居予定住宅に関する状況通知書」を提出します。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、あわせて、「住居確保報告書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行い、すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に

支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を松戸市自立相談支援センターに提出してください。

- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は松戸市から不動産業者等へ直接振り込まれます。

住居確保給付金受給中の義務

支給期間中は、下記の表の示すとおり求職活動を行ってください。

申請時の状態	必要な求職活動				
	①常用就職を目指した活動	②月1回以上の相談	③月2回以上のハローワーク相談	④週1回以上の企業応募	⑤支援プランに沿った活動
離職・廃業	必須	必須	必須	必須	支援プランに従う
休業等	任意	必須	任意	任意	必須

• 求職活動の詳細

- ① 常用就職（期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6ヶ月以上の労働契約による就職）を目指す就職活動を行うこと。
- ② 月に1回以上、松戸市自立相談支援センターの支援員による面接等の支援を受けること。
- ③ 公共職業安定所（ハローワーク）への求職申込みを行い、月に2回以上、職業相談等を受けること。
- ④ 週に1回以上、企業等への応募・面接を実施すること。
- ⑤ 松戸市自立相談支援センターで決定した支援プランに沿った求職活動を行うこと。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を松戸市自立相談支援センターへ提出してください。

また、収入がある方は収入額を確認することができる書類を、松戸市自立相談支援センターに毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

- （要件）
- ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
 - ・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、松戸市自立相談支援センターへお越し下さい。

支給額を変更できる場合があります

以下の①～③のいずれかに該当する場合に限り、支給額の変更が可能です。

- ① 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合。
- ② 収入があることから支給額の調整を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合。
- ③ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や松戸市自立相談支援センターの指導により松戸市内での転居が適当である場合。

松戸市自立相談支援センターに申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、松戸市自立相談支援センターへお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

以下の①～⑧のいずれかに該当する場合、住居確保給付金の支給を中止します。支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

- ① 受給者が「住居確保給付金受給中の義務」に書かれた面談等を行わない場合
又は就労支援に関する松戸市自立相談支援センターの指示に従わない場合。
- ② 受給者が受給中に常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合。
- ③ 受給者が住宅を退去した場合。（大家からの要請の場合、松戸市自立相談支援センターの指導による場合を除く。）
- ④ 受給者が虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。
- ⑤ 受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合。
- ⑥ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合。
- ⑦ 受給者が生活保護費を受給した場合。
- ⑧ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合。

住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。

ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。

（あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。）

住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を松戸市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

住宅の初期費用や受給中の生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができる場合がありますので、松戸市社会福祉協議会にご相談してください。

※生活福祉資金（総合支援資金） 継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

1) 住宅入居費：40万円以内

2) 生活支援費：単身世帯/月15万円以内、2人以上世帯/月20万円以内
貸付期間 原則3か月（最長1年間）

3) 一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%

松戸市社会福祉協議会 生活相談課 047 (368) 0912

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができる場合がありますので、松戸市社会福祉協議会にご相談して下さい。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内） ※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

松戸市社会福祉協議会 生活相談課 047 (368) 0912